

子育て相談窓口

名称	時間	連絡先	紹介
保健福祉課	平日 8:30～17:15	Tel. 0237-35-2111	妊娠・出産・育児のお悩み、お気軽にご相談ください。 保健師等が対応いたします。
子育て世代活動支援センター にっこひろば（虹のプラザ内）	月～土 9:00～11:30 13:30～16:30 ※日・祝日は休館	Tel. 0237-35-3370	育児講座や子育て相談、一時預かりなど、子育て 世帯を応援していきます。
ふたば児童センター おひさまランド	月～土、第1・3日曜 9:00～15:00 ※祝日は休館	Tel. 0237-53-1505	

ようこそ赤ちゃん応援メッセージ

大石田町の地に息吹いた大切な命！誕生に感謝しながら、安心と信頼の保育で未来を担う子供たちが太陽に向かって健やかに育つよう支援します。私達と力を合わせて子どもの世界を広げましょう。

ふたば保育園 ふたば横山保育園

こんにちは！赤ちゃん。生まれてくれてありがとう。自然豊かな大石田で地域に根ざした保育で、こころもからだも大きくなるよう、私たちと一緒に子育てを楽しみましょうね。

大石田保育園

子育て中の皆様と、子育ての楽しさ、また悩みなどを共感しながらふれあっていきたいと思っています。アットホームな雰囲気ですので気軽に利用してください。お待ちしております。

にっこひろば(虹のプラザ内)

誰でも安心して過ごせる場所であり、忙しいお母さんがほっとできる場所でありたいと思っています。育児講座や子育て相談、一時預かりなど子育て中のお母さんを応援していきます。

ふたば児童センター

山形県大石田町

山形県のほぼ中央に位置。町の中央を南北に最上川が流れます。かつては最上川舟運の最大の中継地として栄え、豊かな文化が育まれました。水と緑の美しい景観に恵まれた大石田には多くの文人や画家も訪れています。

待機児童ゼロや給食費半額などの子育て支援、流雪溝の整備などの除雪支援、さまざまな助成がある就職・就農・住宅の各支援を提供しているため、育児も、仕事も、雪対策も、安心して生活できます。

面積：79.54km²

人口：約6,000人



お問い合わせ

■大石田町移住・定住支援サイト

更に詳しい情報はWebサイトにてお伝えしています。
Web. <https://oishida-iju.jp>



■山形県大石田町役場

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地 Tel. 0237-35-2111
Fax. 0237-35-2118 Web. <https://www.town.oishida.yamagata.jp>



令和6年6月発行

いいトコおおい大石田

子育て 応援ガイド

山形県 大石田町



おーいしだ
大石田町

出産支援

保健福祉課 福祉G/保健医療G
Tel. 0237-35-2111

01 出産祝金事業

福祉G 赤ちゃんの保護者※

赤ちゃんが生まれた時に、出産祝金を支給します。
※転入時点で0歳児の保護者の方も対象。

支援

1人目:5万円, 2人目:10万円, 3人目から:20万円

02 妊婦健康診査費用助成事業

保健医療G 町内に住む妊婦

妊婦健康診査に係る費用の一部を助成します。

支援

上限10万2,400円



03 妊婦の予防接種費用助成事業

保健医療G 町内に住む妊婦

妊婦のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

支援

1回1,900円

04 出産・子育て応援事業

保健医療G 妊婦・子育て世帯

妊娠の届出を行った妊婦の方を対象として、
出産育児関連用品の購入費の助成を行います。

支援

妊娠届出時:5万円



05 不妊治療費用助成事業

保健医療G 町内に住む夫婦

不妊治療である生殖補助医療を受けているご夫婦に、不妊治療費の一部を助成します。

支援

- ①保険適用となる生殖補助医療に併用して実施する先進医療1回につき上限10万円
- ②保険適用外となった生殖補助医療及び先進医療1回につき上限30万円

子育て支援

保健福祉課 福祉G/保健医療G
Tel. 0237-35-2111
教育文化課 町立図書館
Tel. 0237-35-3877

07 ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業

保健医療G 妊婦 生後4か月までの乳児

応援メッセージ・ギフトを対象者に配布します。

支援

応援メッセージ・ギフト



08 乳児家庭全戸訪問事業

保健医療G 生後4か月までの乳児のいる家庭

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し支援を行います。

支援

家庭を訪問

09 新生児聴覚検査費用助成事業

保健医療G 新生児

新生児聴覚検査費用を全額助成します。

支援

全額助成



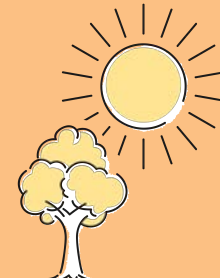
10 産後ケア事業

保健医療G 町内に住む出産後1年未満の母子の希望者

宿泊型・デイサービス型・訪問型の産後ケアサービスを提供します。

支援

産後ケアサービス料の一部助成



11 子どもの予防接種費用助成事業

保健医療G ①生後2か月～高校1年生 ②生後6か月～中学3年生 ③1歳～3歳未満

国で定める定期予防接種とインフルエンザ予防接種の費用を助成します。

支援

- ①定期予防接種(生後2か月～高校1年生):全額
- ②インフルエンザ(生後6か月～中学3年生):1回1,900円
- ③おたふくかぜ(1歳～3歳未満):1回3,000円



12 出産・子育て応援事業

保健医療G 妊婦・子育て世帯

出生の届出を行った子育て世帯の方を対象として、出産育児関連用品の購入費の助成を行います。

支援

出生届出時:5万円

13 子育て支援医療給付

福祉G 0歳から高校3年生

0歳から高校3年生(18歳の誕生日以後の最初の3月31日)までの子どもの医療費(保険診療分)を全額助成します。

支援

医療費(保険診療分)を全額助成

14 ひとり親家庭等医療給付

福祉G 18歳以下の児童がいるひとり親家庭

所得税非課税世帯で18歳以下の児童がいるひとり親家庭等の医療費について、保険診療分の自己負担額を全額助成します。

支援

医療費(保険診療分)を全額助成



15 児童手当

福祉G 生まれてから中学校修了までの児童を養育している保護者

生まれてから中学校修了までの児童を養育している保護者に年3回(6月、10月、2月)手当を支給します。
※令和6年10月に制度改正が予定されています。

支援

児童数や所得により支給額が変わります。



16 児童扶養手当

福祉G ひとり親家庭 父又は母が重度の障がい・行方不明などの家庭

ひとり親家庭や、父又は母が重度の障がい・行方不明などの家庭に年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)手当を支給します。

支援

支給期間は児童が18歳になった年度末までで(児童に一定の障がいがある場合は20歳)、児童数や所得額などで支給額が変わります。



17 特別児童扶養手当

福祉G 心身に一定の障がいのある児童

心身に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給します。

支援

※等級によって異なります。

18 在宅保育支援事業

福祉G 出生後3か月～満3歳

出生後3か月～満3歳までの児童のうち、家庭で保育をする保護者に助成金を支給します。

支援

月額5,000円

19 入学準備金支給事業

福祉G 生まれてから中学校修了までの児童を養育している保護者

子どもの成長の節目に入学準備金を給付します。

支援

- ①翌年度の4月1日に小学校に入学する児童 児童1人につき1万円
- ②翌年度の4月1日に中学校に入学する児童 児童1人につき3万円
- ③当該年度の3月31日に中学校を卒業する児童 児童1人につき5万円



20 医療的ケア児に関する相談窓口

福祉G 医療的なケアを必要とする児童

医療的なケアを必要とする方に各種支援の情報提供を行います。(通院支援、災害時支援アプリ、通所支援など)

支援

支援ガイドブックの配布など

21 ブックスタート事業

教育文化課 町立図書館 0歳児

0歳児健診の際、絵本と読み聞かせ体験をプレゼントします。

支援

あかちゃん絵本2冊



保育園支援

保健福祉課 福祉G
Tel. 0237-35-2111

22 副食費助成事業

福祉G 保育園の利用者

保育園に入所する3～5歳児の副食費で国の免除対象外の方に対して、町が助成します。

支援

全額



23 保育料完全無償化

福祉G 保育園の利用者

大石田町に住所があり、大石田町から保育認定を受けた0～5歳のお子さんの保育料を無償化します。

支援

保育料:無償(教材費等の諸費用の負担はございます)



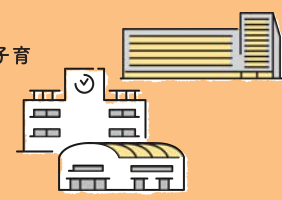
24 子育て支援センター

福祉G 就学前の児童及び保護者

「にっこひろば」と「おひさまランド」、2つの子育て支援センターでは、子育てをする皆さんを応援しています。

支援

利用料無料



高校・進学支援

教育文化課 学校教育G Tel. 0237-35-2111

小・中学校支援

教育文化課 学校教育G
Tel. 0237-35-2111

25 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業

学校教育G 該当する児童生徒の保護者

経済的な理由で、小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費など学校にかかる費用の一部を援助します。

支援

※国で定めた基準をもとに、就学援助費を算定。

26 小中学校における修学旅行の応援金支給事業

学校教育G 該当する児童生徒の保護者

町内の小中学校に在籍している児童生徒の修学旅行に要する経費の一部を支給します。

支援

児童1人:5,000円 / 生徒1人:2万円

27 特別支援教育就学奨励事業

学校教育G 該当する児童生徒の保護者

小・中学校の特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者に対して、学用品費など、学校にかかる費用の一部を補助します。

支援

※国で定めた基準をもとに、就学援助費を算定。

28 学校給食費支援事業

学校教育G 該当する児童生徒の保護者

町内の小中学校に在籍している児童生徒の学校給食費の全額を助成します。

支援

小学校315円/中学校345円(1食当たり)

29 私立高等学校生徒学費補助事業

学校教育G 該当する私立高校生徒の保護者

毎年6月1日において私立高等学校に在学している生徒の大石田町に住所を有する保護者で、その世帯が、大石田町私立高等学校生徒学費補助金交付規程第3条に該当する方に対し負担軽減を図るための制度です。

支援

私立高等学校に在学する生徒1人につき年額2万円以内

